

議案第 3 号

南風原町税条例の一部を改正する条例

南風原町税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

平成30年 3 月 2 日提出

南風原町長 城 間 俊 安

(提案理由)

地域決定型地方税制特例措置（わがまち特例）の家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業の用に直接供する家屋及び償却資産に係る課税標準の特例率及び企業主導型保育事業に供する固定資産に係る課税標準の特例率の改正をする必要があるため提案する。

南風原町税条例の一部を改正する条例

南風原町税条例（昭和47年南風原村条例第29号）の一部を次のように改正する。

第61条の2中「3分の2」を「3分の1」に改める。

附則第6条の2第15項中「3分の2」を「3分の1」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の南風原町税条例の規定は、平成29年4月1日から適用する。